

## 鹿児島大学大学院連合農学研究科の再入学に関する申合せ

〔平成16年 4月1日〕  
研究科長 裁定

この申合せは、鹿児島大学大学院学則第31条の規定に基づき、鹿児島大学大学院連合農学研究科（以下「本研究科」という。）への再入学に関し必要な事項を定める。

1. 本研究科を退学後、再入学を希望する者は、再入学時において退学後半年を経過し、かつ退学後の期間は原則5年を超えないものとする。  
なお、再入学は、代議委員会・研究科教授会の議を経て学長が許可する。
2. 再入学を許可された学生は、退学前の連合講座又は専攻に所属するものとする。
3. 修業年限は、退学前の在学期間を通算する。
4. 修得すべき単位（時間）数には、退学前の既修得科目の単位（時間）数を通算する。
5. その他、特別な事情があるときは代議委員会で審議する。